

5年間で20回分割払いです。

一生に一度納める受益者負担金

下水道の利益を受けるかたに建設費の一部を負担してもらう

下水道ができた地域では、排水が良くなり、水洗トイレが使用できるなど、下水道のない地域に比べて、土地は、下水道ができることによって価値が高くなったり（受益があった）ことになります。いわば、下水道は地域の価値を決める重要な財産になるわけです。

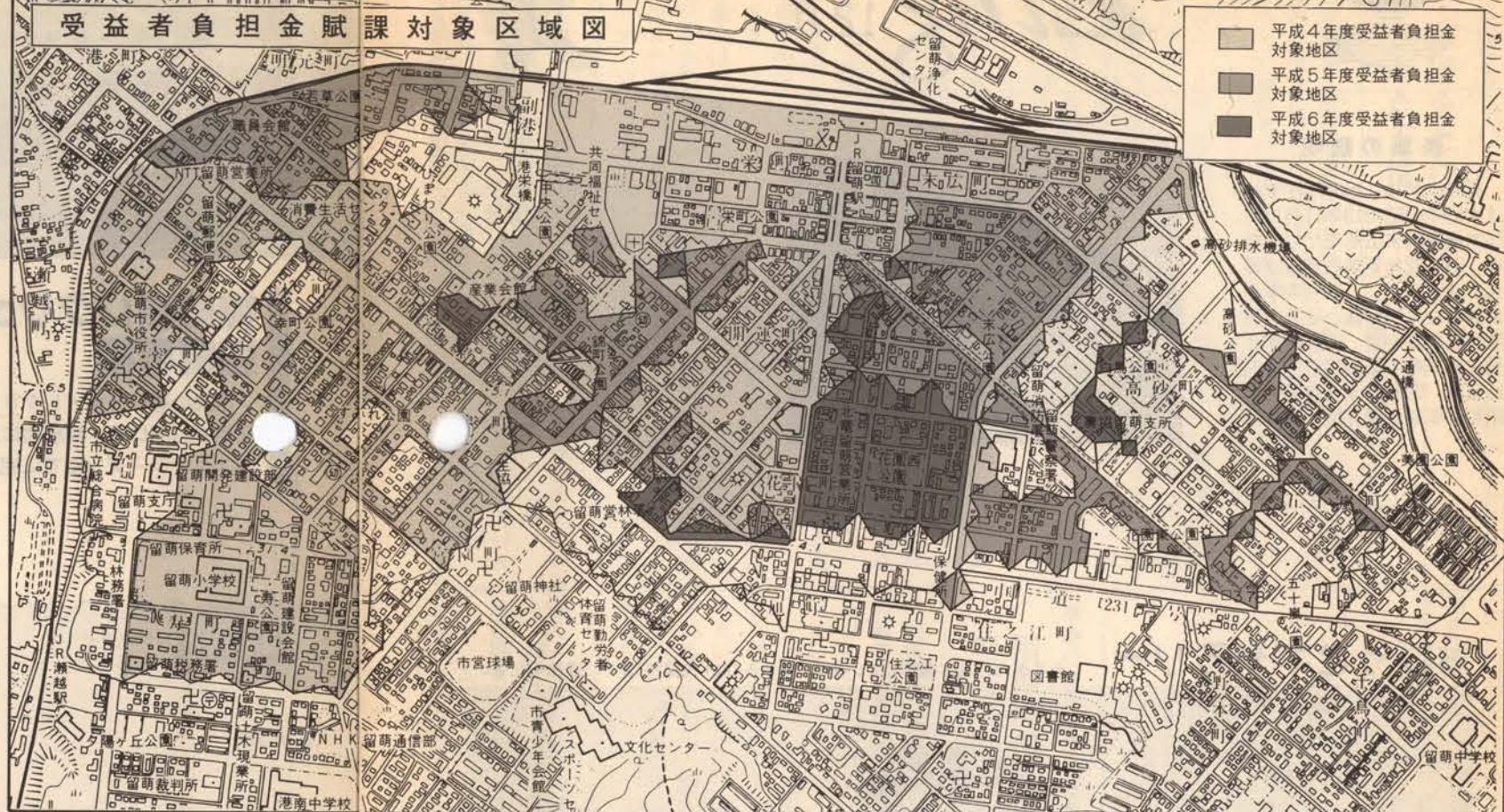
けれども、これらの利益を受けるのは道路や公園と違って、下水道の完備した地域のかたがたに限られます。ですからもし、下水道の建設費を税金だけで賄おうとすると、下水道のない地域のかたがたとの間に著しい負担の不公平を招くことになります。

そこで、下水道ができた地域でその利益を受けるかたがたに、建設費の一部を負担していただき、1日も早く多くの市民のみなさんが、下水道を利用できるように建設を進めようというのが、「受益者負担金制度」です。

この制度は、下水道建設財源確保の効果的な方法として、戦前から採用されてきましたが、現在でも広く採用されていて多くの都市で受益者負担金を徴収しています。私たちのまちでも、条例を制定しました。4年度から実施する計画で作業を進めています。

受益者負担金の単価は1平方メートルあたり510円で計算

■ 負担金を納めていただく方／下水道ができる地域内に土地を所有している人です。ただし、



その土地に、借地権、地上権などの権利をお持ちの方がいる場合には、双方でお話しの上、受益者を決めてもらいます。

■ 負担金の対象となる土地／水道事業認可区域 175ヘクタール内にある土地はすべて負担金の対象となります。土地面積1平方メートル当たりの負担金が510円と決められています。空地や駐車場、学校なども負担金の対象となります。

■ 負担金を賦課する時期／すでに公共下水道の末端管渠整備が終わっている区域を、「賦課対象区域」として公告し、その公

告された区域内の土地所有者に、申告書を送付して土地の地番、地積、受益者名などを申告していただきます。その申告に基づき各受益者の負担金額が決まり賦課されます。また、申告のない方については、公簿により賦課することになります。

■ 負担金の額／受益者に負担していただく負担金の額は、1平方メートル当たり510円（単位負担金額）に面積を乗じた額です。受益者負担金額=510円×所有面積（m²）

■ 負担金の納入方法／負担金は税金と異なり、一度だけ負担し

ていただくものですが、受益者の一時負担をできるだけ軽減するため受益者負担金総額を5年分割とし、更に年4回で納めていただきます。

■ 負担金の減免／負担金は賦課対象区域内のすべての土地に対してかかりますが、その土地が道路や公園などの公共的なものに使用されている場合、また生活保護法による公の扶助を受けている人、並びにこれに準ずる

特別の事情にあると認められた受益者の場合には減免の規定がありますので申し出てください。

前納報償金制度

受益者負担金を2年分以降まとめて前納しますと、1年分は該当しませんが、年額に対して2年目分6%、3年目分12%、4年目分18%、5年目分25%の割合で報償金が交付されます。

事例：330m²の土地をお持ちの方の場合
受益者負担金168,300円(@510×330m²)です。
5年分割で納めていただきますが、5年分を一括納めていただくと20,490円の報償金が、市から支給されます。

Q：受益者負担金額の1平方メートル当たり510円は、どこから割り出したのか。

A：建設省の通達では、全経費の1/3、1/4、1/5を負担区域（175ヘクタール）で割りかえした金額なので1/3で1,343円、1/4で1,007円、1/5で805円となり

下水道住民説明会Q & A

ます。しかし、住民負担を少しでも少なくするため、下水道財政研究委員会の考え方（末端管渠費の1/2）を基にすると733円になります。そこで他都市と比較し、留萌市の場合約30%減額し、510円としました。